

「長浜市図書館基本計画」(平成27年度～31年度)

～地域と人がつながる 知の拠点～

長浜市の図書館は、市民の知る自由を守り、市民に責任を持って資料や情報を届けるといふ図書館本来の使命を果たすとともに、図書館に集まる人が交流し、ふれあいや心のつながりを大切にできる場所として、市民に愛され、市民とともに成長する「地域と人がつながる知の拠点」をめざします。

基本理念

これからの長浜市立図書館は、小さな子どもからお年寄りまで、生涯学習の時代を生きるすべての市民にとって、より豊かな「育ち」と実りの多い「暮らし」を支える情報を提供する機関としての役割を果たします。

基本方針(めざす姿)

- ①市民の知る自由を保障し、だれもが等しくサービスを受けることができる図書館
- ②市民の知的好奇心や地域の活性化を図り、暮らしや仕事、住民活動に役立つ資料を収集し提供する図書館
- ③多様化する価値観との出会いの「場」、様々な個性との出会いの「場」として、地域の交流と文化の拠点となる図書館

実現のために

基本目標

- 【1】市民の役に立つ図書館をめざします
- 【2】だれもが利用できる図書館をめざします
- 【3】子どもが本と親しめる図書館をめざします
- 【4】まちの魅力を発信し地域の文化的な拠点となる図書館をめざします
- 【5】市民とともにつくる図書館をめざします

これらを支えるための

重点目標

- ①均衡あるサービスの提供
 - 北部地域へのサービス拡充
- ②中央図書館を要とした体制への転換
 - 中央図書館と地域館の体制による全域へのサービス提供

計画推進のための管理運営体制

運営方法 資料管理 機械化・自動化の推進
施設の複合化による有効活用・学校図書館の活用

評価のためのサービス指標

1年間に図書館を実際に利用した市民の割合(実利用者数)
15.8%(H25年度) → 20%(H28年度) → 25%(H31年度)
 (長浜市基本構想に基づく「中期的計画」より)

「長浜市図書館基本計画」～地域と人がつながる 知の拠点～

はじめに

社会情勢の変化や価値観の多様化にともない、市民の学びへの要求が高まっています。本市の図書館は、市民の高い要求に応えることができ、市民だれもが利用できる体制を見直し整備することが必要となってきました。

図書館がまちづくりの一端を担い、市民に愛され市民とともに成長し続けるために、本計画を策定することとしました。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的
2. 計画の期間
3. 計画の位置付け

現在の図書館を取りまく状況に的確に対応し、すべての市民に対し図書館サービスを総合的、計画的かつ効果的に提供するために、本市の図書館のめざす姿を明らかにし、サービスの目標指標を設定した長浜市図書館基本計画（5か年計画）を策定します。

第2章 長浜市立図書館の状況

1. 長浜市の概要
2. 長浜市立図書館の現状
3. 計画策定までの経緯

2回の市町合併を経て、本市の図書館は6館になりました。合併後の長浜市立図書館のあり方については、図書館協議会の答申を2回受けました。この答申や「これからの長浜市立図書館のあり方懇話会」の意見を基にまとめた『今後の長浜市立図書館の在り方』、さらに「長浜市役所本庁跡地利活用基本方針」を踏まえ、図書館協議会において、本計画の策定について検討してきました。

第3章 長浜市のめざす図書館の姿

1. 基本理念
2. 基本方針（めざす姿）
3. 基本目標
4. 重点目標（→第5章）

概要の表紙をご覧ください。



第4章 市民のための図書館サービス

第3章に掲げる「めざす姿」の実現に向け、市民の役に立ち、だれもが利用でき信頼を寄せる図書館をめざし、サービスの充実に取り組みます。

1. 市民の役に立つ図書館

資料の充実 レファレンス機能の強化 館内事業等の充実 電子化資料への対応

2. だれもが利用できる図書館

来館が困難な人へのサービス しょうがい者へのサービス 子育て世代へのサービス
高齢者へのサービス 外国語を母語とする人へのサービス

3. 子どもが本と親しめる図書館

子どもの読書活動の推進 学校図書館・園との連携 子どもと本をつなぐ大人への支援

4. まちの魅力を発信し地域の文化的な拠点となる図書館

地域資料・行政資料の収集 市の情報の提供 博物館や資料館との連携
活動発表の場の提供

5. 市民とともに作る図書館

市民との協働の推進 ボランティア活動の推進 図書館協議会等の活用

第5章 図書館機能充実のための施設整備

本計画の重点目標として、均衡あるサービスを提供することと、その要となる中央図書館の整備に取り組みます。また、中央図書館の開館に合わせ、既存の図書館の機能と役割の見直しをおこない、中央図書館と8地域館の体制に再編します。

第4章に掲げる図書館サービスをより効果的に提供するために、中央図書館と地域館とのネットワークを整備し、より質の高い図書館サービスを提供します。

1. 均衡あるサービス提供のための新しい体制

○6図書館の体制整備と北部地域へのサービス拡充

- ・既存の6図書館を、中央図書館・北図書館・4サテライトの体制に整備します。
- ・木之本・余呉・西浅井の公民館等図書室を市立図書館のサテライトとします。
- ・中央図書館および北図書館は広域を、サテライトは各地域をサービス対象とします。
- ・北図書館は、資料配送の北部拠点とします。

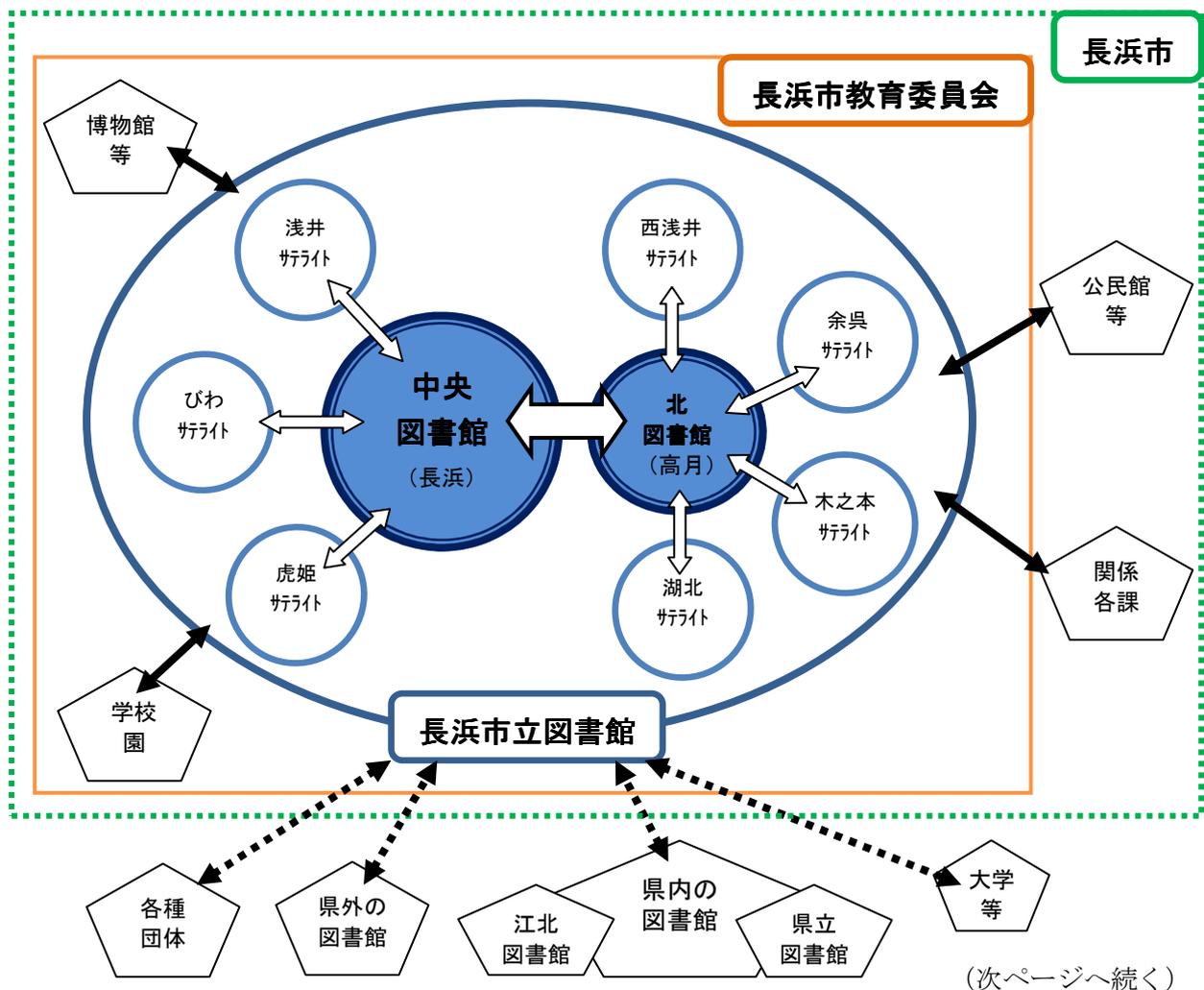
○中央図書館および地域館の役割

- ・中央図書館は、全館の管理運営とサービスを統括するとともに、充実した資料と職員により、市民の多様な知的要求に応えます。
- ・中央図書館は、地域館（北図書館およびサテライト）を窓口として中央図書館の資料とサービスを市全域へ提供します。
- ・地域館では、暮らしに役立つ日常的、実用的な資料の提供やボランティアの活動支援など、地域に根ざしたサービスをおこないます。

○施設の有効活用

- ・サテライトは、学校図書館やその他の教育施設・機関との複合化を進め、教育効果の向上と施設の有効活用を図ります。

（サテライト：中央から離れた場所で中央のサービス等を提供する機能のこと。）



(次ページへ続く)

第5章 図書館機能充実のための施設整備 (続き)

中央図書館は、市内の複数館を統括し一体的な図書館サービスを提供する要となることはもちろん、市民が活動し交流できる場、地域と人をつなぐ知の拠点として、また複合施設であることを生かした新しいサービスの拠点として整備します。

2. 中央図書館に求められる機能と役割

市民が交流し活動を広げる機能
地域の知の拠点としての機能
複合施設であることを生かした機能

3. 中央図書館の施設要件

にぎわいと静寂性への配慮
人と地球環境にやさしい施設計画
新しいニーズへの対応

4. 中央図書館の規模設定

中央図書館の規模設定 (蔵書30万冊、うち開架18万冊)
中央図書館の機能と空間構成 (案)

第6章 計画推進のための管理運営体制

前章までのサービスを継続的に提供する基盤を整備し、資料・情報を市民に責任を持って確実に提供するために、当面は市が直接運営し、図書館サービスの専門家(司書)を適正に配置します。今後、市民とともに運営することも視野に入れ、より効果的な運営方法を検討します。

中央図書館を中心に全館で一体的なサービスを提供するために、各館の開館日・時間を見直し、館間の資料配送システムを充実します。また、機械化・自動化の推進を図りながら、市民へのサービス向上と運営の効率化に努めます。

1. 運営方法

管理運営主体 開館日・開館時間 職員の配置と資質向上

2. 資料管理

資料の整理および管理 資料配送システムの充実

3. 機械化・自動化の推進

コンピュータシステムの更新 機械化・自動化の推進

第7章 サービス指標の設定と評価

本市の図書館サービスの現状と課題を踏まえ、めざす図書館の姿の実現に向け、サービス指標と数値目標を設定します。

1. サービス指標 2. 数値目標

- ・重点目標および基本目標に基づく取組みの成果を検証するための指標を設けます。
- ・市基本構想に基づく中期的計画の中で、「1年間に図書館を利用した市民の割合」を図書館サービス向上の目標指標としていることから、これをサービス指標の軸とします。
(平成25年度15.8% → 平成31年度25%)
- ・実利用者率 個人貸出密度 来館者数 個人貸出冊数 予約・リクエスト件数
レファレンス受付件数 市民による展示・発表件数 ボランティア活動者のべ人数

3. 評価方法

- ・自己点検・評価および図書館協議会による点検・評価

平成27年3月発行

長浜市教育委員会事務局 教育指導課 図書館運営室
(長浜市立長浜図書館)

〒526-0056 滋賀県長浜市朝日町18-5

TEL 0749-63-2122 FAX 0749-65-3288